

仲裁判断の骨子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2015-003

申立人 X1
X2

申立人代理人 弁護士 五十嵐 潤
同 鳩貝 滋

被申立人 公益社団法人 日本ボート協会

被申立人代理人 弁護士 鈴木 仁

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 A 及び B (以下「C クルー」という。)の申立てに対して被申立人が裁定委員会で行った 2015 年 4 月 6 日付け裁定 (2015 年 (裁) 第 1 号裁定) のうち、被申立人の強化委員会が、2015 年 3 月 10 日 (火) になした U23 世界選手権軽量級スィープカテゴリーに出漕する代表選手の選考決定 (以下「被申立人強化委員会決定」という。)のうち、申立人ら (X1 及び X2。以下「D クルー」ということがある。)を代表選手に選考するとの部分を取り消す、との部分を取り消す。
- 2 C クルーの申立てに対して被申立人が裁定委員会で行った 2015 年 5 月 12 日付け裁定 (2015 年 (裁) 第 2 号裁定) のうち、被申立人は、C クルーと D クルーを対象とし、2015 年 5 月 22 日 (金) までに同代表選考に関わる選考レースの実施とその要領 (競漕距離を 1500m 以上とし、審判艇を付する等) を告知し、同年 6 月 7 日 (日) までに同選考レースを実施せよ、との部分、被申立人は、前項のレースが正常に終了したときには、その先着したクルーを同代表に選考し、U23 世界選手権に関する所要のエントリー手続をせよ、との部分、及び被申立人が上記選考レースに関する告知をせず、または同レースへのエントリー等の参加の意思表示が C クルーだけの時は、C クルーを同代表に選考し、U23 世界選手権に関する所要のエントリー手続をせよ、との部分を取り消す。

- 3 申立人らの申立てに対して被申立人が裁定委員会で行った 2015 年 5 月 12 日付け裁定（2015 年（裁）第 3 号裁定）のうち、被申立人は、被申立人強化委員会決定のとおり、D クルーを代表選手に選考し、U23 世界選手権に関する所要のエントリー手続をせよとの申立てを棄却する、との部分を取り消す。
- 4 被申立人強化委員会決定のうち、D クルーを U23 世界選手権軽量級スィープカテゴリーに出漕する代表選手に選考する部分が有効であることを確認する。
- 5 申立人らのその余の請求を棄却する。
- 6 申立料金合計 108,000 円は、被申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第 50 条第 5 項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第 44 条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人ら及び被申立人に送付する。

理由の骨子

1 事案の概要

被申立人は、U23 世界選手権軽量級スィープカテゴリーに出場する日本代表選手を選考するに当たり、2015 年 3 月 9 日のタイムトライアルで 1 位となったクルーと、同月 10 日の最終選考レース（以下「本レース」という。）で 1 位及び 2 位となったクルーの計 6 名を代表選手に決定するとの選考基準を告知していた。当該告知の内容に従って行われた本レースで申立人らクルーが 2 位となり、被申立人強化委員会は、同月 10 日に申立人らを代表に選考する決定（以下「被申立人強化委員会決定」という。）をなした。

しかし、本レースで 3 位となった C クルーは、本レースにおいて申立人らクルーと C クルーとの間で接触やレーン侵害が発生したと主張し、かつ、本レースは主審不在の中実施されたために、主審の取るべき対応が何ら取られないまま、着順どおりに順位が決定されたものであり、その結果を基に申立人らを代表選手に選考する被申立人強化委員会決定は取り消されるべきであると主張して、被申立人強化委員会決定の全部の取消しを求めて、被申立人裁定委員会に対して裁定を申し立てた（本裁定手続に申立人らは補助参加した。）。被申立人裁定委員会は、資格を有する審判が伴走車に乗っており、同様の形態で行われた他のレースが特段の問題なく終了していること等から、C クルーによる主審不在との主張は認めなかったが、本レースの記録映像等を検証の上、本レース中に、申立人らクルーが C クルーのレーンを侵害し、申立人らクルーと C クルーのオールが極めて接近もしくは交錯したという事実を認定し、それらの事象が

原因で C クルーの切込みや艇の停止が発生し、正常なローイングが阻害されているため、本レースの結果は、選考資料としての価値を大きく減殺され、本レースのゴール順をそのまま代表選考の資料、それも唯一かつ絶対の資料とすることは極めて不適切・不適當であるとして、被申立人強化委員会決定のうち、申立人らを代表選手にするとの部分を取り消した(以下「第 1 号裁定」という。)

この裁定委員会の裁定を受け、被申立人の業務執行会議は、2015 年 4 月 17 日、すでに決定している 2 クルー (4 選手) 以外は代表選手として選考しないことを決定した (以下「本件 4 月 17 日付選考決定」という。)

これに対して C クルーは、本件 4 月 17 日付選考決定の取消しと、申立人らと C クルーの再選考レースの実施等を、一方、申立人らは、本件 4 月 17 日付選考決定の取消しと、被申立人強化委員会決定のとおり申立人らを代表選手に選考すること等を求めて、それぞれ裁定委員会に裁定の申立てを行った。被申立人裁定委員会は、C クルーの申立て内容を全面的に認め再選考レースを命ずる裁定を出し (以下「第 2 号裁定」という。)、申立人らの申立てについては、本件 4 月 17 日付選考決定を取り消すものの、申立人らを代表選手に選考するとの申立ては棄却する裁定を出した (以下「第 3 号裁定」という。)

そこで、申立人らは、第 1 号裁定のうち、2015 年 3 月 10 日になされた被申立人強化委員会決定を取り消すとした部分、第 2 号裁定のうち、申立人らと C との再選考レース等を命じる部分、第 3 号裁定のうち、被申立人強化委員会決定のとおり申立人らを代表選手に選考せよとの申立てを棄却した部分につき、それらの取消しを求めて、本仲裁を申し立てた。

2 本件スポーツ仲裁パネルの判断

(1) 本案前の答弁について

被申立人は、申立人らが取消しを求めている第 1 号裁定及び第 2 号裁定はすでに確定しており、また、これらの裁定手続の当事者ではなかった申立人らが不服を申し立てうる地位にはそもそもないと主張して、第 1 号裁定と第 2 号裁定のそれぞれ上記部分の取消しを求める申立ては却下されるべきと主張した (以下「本案前の答弁」という。)

申立人らは、第 1 号裁定及び第 2 号裁定により、自らの代表選手としての立場を失うという直接的な影響を受ける者である。よって、スポーツ仲裁規則第 2 条第 1 項にいう「決定に不服がある競技者等 (その決定の間接的な影響を受けるだけの者は除く。)」に該当することは、明らかである。

なお、確かに、被申立人の裁定委員会規定には、以下の規定が存在する。

第 19 条（裁定判断の効力）

1. 裁定委員会の裁定判断が、不服申立を認容し、決定等を取り消すもの等である場合、この判断は本会（理事会）を拘束し、本会は、これに従うものとする。
2. 裁定委員会の裁定判断が、不服申立を棄却した場合、この判断を不服とする申立人は、仲裁機構に仲裁の申立をすることができる。

第 20 条（裁定前置主義）

前条第 2 項のとおり、決定等について仲裁機構に仲裁の申立をするためには、裁定委員会による裁定手続を経なければならない。

しかし、被申立人の決定等を取り消す裁定委員会の裁定判断に関し利害関係を有する者は、その裁定判断の当事者に限られるわけではないところ、そのような利害関係人に不服申立権が認められないのでは、手続保障に欠け、制度設計として妥当ではない。そこで、第 19 条第 1 項の規定は、裁定委員会の不服申立認容裁定に、被申立人は異議を述べずこれに拘束されることを自主的に宣言したものにすぎず、その他の利害関係人も拘束する対世効を裁定に認めたものではないと解する。また、同条第 2 項は、申立てを棄却する裁定判断に対し申立人がさらに不服を申し立てるという典型的な場面を想定したものにすぎず、決定等を取り消す裁定委員会の裁定判断に利害関係を有する者がいる場合には、その者もまた、日本スポーツ仲裁機構に仲裁の申立てを行うことができるとの趣旨を含むものと解すべきである。なお、第 20 条についても、申立人らが取消しを求めている被申立人の決定は、いずれも裁定委員会の裁定であり、「裁定前置」という要件も満たしている。以上のとおり、被申立人の裁定委員会規定は、申立人らが第 1 号裁定及び第 2 号裁定について、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てを行うことの障害にはならない。

よって、被申立人の本案前の答弁は認められない。

(2) 本案について

続いて、本案について判断する。第 1 号裁定により被申立人強化委員会決定が覆らなければ、第 2 号裁定及び第 3 号裁定もあり得なかったのであるから、まず、第 1 号裁定の当否を判断する。

当機構における過去の仲裁判断では、「①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができる」との判断基準が示されており、本件スポーツ仲

裁パネルも基本的にこの基準が妥当であると考え。よって、本件においても、上記基準に基づき判断する。

被申立人の裁定委員会規定には、「競技中になされた審判の判定」は裁定の対象とはならないことが明記されている（裁定委員会規定第2条）。また、被申立人の競漕規則によれば、「主審は、競漕中、各艇の漕跡の正当性を判断し、接触または妨害の場合、その責任の帰属を即座に決定しなくてはならない。この決定は主審だけが行う。」（被申立人競漕規則第40条）、「競漕に関するものである限り、審判の決定は最終とし提訴は認められない。又、いかなる時点においても、審判の決定に対する批判は許されない。」（同第63条）と明記されている。

しかし、第1号裁定の内容は、本レースの記録映像を検討するなどして申立人らクルーにレーン侵害等があったという事実認定をした上で、主審には事実誤認があり、対応も不十分であったとの認定をしているのであって、結局、第1号裁定は「競技中になされた審判の判定」の領域に踏み込んで判断を行っていることに他ならない。したがって、第1号裁定は、被申立人自身が定めた裁定委員会規定にも、競漕規則にも反したものであり、上記「①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合」に該当している。したがって、第1号裁定は取り消されるべきである。

この点につき、被申立人は、第1号裁定は本レースの資料価値を評価したものであって、同レースの着順を変更するものではないと主張する。しかし、被申立人は本レースで上位の2クルーを代表に決定するとの選考基準を、事前に決定し公開しているものであり、この選考基準は、本レースの着順のみに基づいて代表選考をするといういわば一発勝負による選考である。したがって、本レースの着順自体に変更がないとしつつ、2位であった申立人らの代表選考を取り消すとした第1号裁定は、被申立人が事前に決定し公開していた選考基準にも反するものである。したがって、この点においても、上記「①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合」に該当することとなり、第1号裁定は取り消されるべきである。

以上の理由から第1号裁定が取り消されることにより、申立人らを代表選手に選考する被申立人強化委員会決定の効力は維持されることになる（なお、申立人らは、本件スポーツ仲裁パネルに対し、「申立人らを代表選手に選考すること自体を求めるが、スポーツ仲裁パネルには、代表選手を選考する権限は与えられていないので、被申立人強化委員会決定が有効であることを確認することとどめることとする。）。また、第2号裁定のうち、被申立人強化委員会決定が取り消されることを前提として代表選手を選考するための再レース等を命じる部分も取り消されることになり、さらに、第3号裁定のうち、被申立人強化委員会決定のとおり申立人らを代表選手に選考することを求めた申立人らの申立

てを棄却した部分も取り消されることとなる。

被申立人裁定委員会が諸規則に則った対応をしていれば、申立人らが本件申立てに及ぶことはなかったのであるから、申立料金は被申立人の負担とする。

3 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

なお、Cクルーは、本件スポーツ仲裁手続に当事者として参加してはいないが、その意向は、意見書という形で被申立人より証拠提出されている。本件スポーツ仲裁パネルは、Cクルーの意見書も十分に踏まえた上で主文のとおり判断したものであり、Cクルーも本仲裁判断を尊重するよう、強く期待する。

以上

2015年6月4日

仲裁人 下條 正浩

仲裁人 山内 貴博

仲裁人 八木 由里

仲裁地 東京都